

日本農民黨縣議選舉政策

一、地方自治の經濟化

- イ 自治體の産業組合化
- ロ 專賣品賣捌人の指定を地方自治體に獨占
- ハ 農作物災害應急資金の積立
- 其 他

二、自轉車稅其の他無産階級的雜種稅の一切の撤廢

三、財産收入稅及び奢侈稅等の有産者の租稅の高率累進賦課

四、所得稅並に營業收益稅附加稅の都市獨占の解放

五、預金部資金、保險會社運用資金、

並に勸業銀行、普通銀行の長期資金の地方還元、及び農村金融の組合化

六、肥料電力及び醫療機關の國營或は縣營に依る社會化

七、地方分權制度の確立

八、都市偏重政策の撤廢

九、撤底的取締に依る獨占事業の民衆本位化

十、地方教育の民衆本位化

十一、無産階級取締府縣令の改廢

自轉車稅撤廢運動

一、自轉車稅を撤廢せよ

地方政治並に地方經濟の充實の爲めには、有力なる地方稅源の必要を無視し得ないこといふまでもない。併しながら如何に重要財源をなす租稅と雖も、それが産業の發展を阻害するとか、或は「われ」勤勞にして貧困なる階級に重課して、所謂苛斂誅求に陥り、「われ」の生活を脅威するが如き場合に於ては、あくまでその撤廢を要求せざるを得ないのである。

會て、合計約一千万圓内外の通行稅、或は約八百萬圓そこゝの賣業稅等が、如何に無産階級を蹂躙する惡稅として、天下の非難の焦點になつてゐたかは、未だそう古いことではない。而して遂にそれ等は輿論に壓倒されて撤廢されたこと周知の如くである。